

## 北海道受動喫煙防止条例

### 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 受動喫煙の防止に関する基本的施策（第8条－第14条）

第3章 受動喫煙を防止するための措置（第15条－第19条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、受動喫煙の防止に関し、基本理念を定め、並びに道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び受動喫煙を防止するための措置を定めることにより、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 喫煙 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）

第28条第2号に規定する喫煙をいう。

(2) 受動喫煙 法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。

(3) 受動喫煙防止対策 人の健康に悪影響を及ぼすものである受動喫煙を未然に防止するための全ての取組をいう。

（基本理念）

第3条 受動喫煙防止対策は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであるとの認識の下に、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指して推進されなければならない。

2 受動喫煙防止対策は、特に20歳未満の者及び妊娠中の者（第5条第3項、第10条第2項及び第17条において「妊婦」という。）について受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに配慮して推進されなければならない。

3 受動喫煙防止対策は、国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。

### (道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（次条から第7条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 道は、受動喫煙防止対策の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び関係団体と緊密な連携を図らなければならない。

### (道民等の責務)

第5条 道民等は、基本理念にのっとり、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響その他の受動喫煙に関する正しい知識を持つよう努めなければならない。

2 道民等は、基本理念にのっとり、喫煙をする際は自らの喫煙により受動喫煙を生じさせることができないよう配慮しなければならない。

3 道民等は、基本理念にのっとり、20歳未満の者又は妊婦がいる場所において喫煙をしないよう努めなければならない。

4 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の道民等で、未成年者を現に監護するものをいう。）は、基本理念にのっとり、現に監護する未成年者に受動喫煙を生じさせることができないよう努めなければならない。

5 道民等は、国、道、市町村及び事業者が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事務所又は事業所において、受動喫煙を未然に防止するための設備の整備その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員その他当該事務所又は事業所において労働する従業員以外の者に受動喫煙を生じさせることができないよう、教育、知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、国、道、市町村及び関係団体が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない。

### (関係団体の責務)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、受動喫煙防止対策を実施し、及び推進するよう努めなければならない。

2 関係団体は、国、道、市町村及び事業者が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない。

## 第2章 受動喫煙の防止に関する基本的施策 (基本計画)

第8条 知事は、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 受動喫煙防止対策についての基本的な考え方
  - (2) 受動喫煙防止対策に関する具体的施策
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、受動喫煙防止対策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

### (普及啓発)

第9条 道は、道民等、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについての理解を深めさせるとともに、自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (学習の機会の確保)

第10条 道は、道民、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙防止対策に関する理解を深めさせるため、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、20歳未満の者及び妊婦について受動喫煙がその健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに関する理解を深められるよう、これらの者に対し、知識の習得に必要な措置を講ずるものとする。

### (市町村及び事業者等に対する情報の提供)

第11条 道は、市町村が実施する受動喫煙防止対策の促進に資するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、事業者及び関係団体による自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(受動喫煙防止対策の実施状況の調査)

第12条 道は、事業者及び関係団体による受動喫煙防止対策が推進されるよう、受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査を行うものとする。

(体制の整備)

第13条 道は、国、市町村及び関係団体と連携して受動喫煙防止対策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第14条 道は、受動喫煙防止対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 受動喫煙を防止するための措置

(第一種施設における受動喫煙の防止の措置)

第15条 20歳未満の者に受動喫煙を生じさせないよう、次に掲げる第一種施設（法第28条第5号に規定する第一種施設をいう。以下この条及び第19条において同じ。）の管理権原者（施設（敷地を含む。）の管理に関し権原を有する者をいう。次条から第19条までにおいて同じ。）は、当該第一種施設の屋外に特定屋外喫煙場所（法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。第17条において同じ。）を定めなければならないにしなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同項に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第4項の認可を受けていないもの
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(第二種施設における受動喫煙の防止の措置)

第16条 第二種施設（法第28条第6号に規定する第二種施設をいう。以下この条において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設の屋外の場所に専ら喫煙の用に供せるための器具又は設備を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがないようその設置場所について配慮しなければならない。

### (屋外の施設における受動喫煙の防止の措置)

第17条 公園その他の多数の者が利用する屋外の施設であって20歳未満の者を主にその利用の対象とするものの管理権原者は、当該施設に喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、20歳未満の者に受動喫煙を生じさせないよう、特定屋外喫煙場所を定めることと同等の措置を講ずるよう努めなければならない。公園その他の多数の者が利用する屋外の施設であって妊婦を主にその利用の対象とするものについても、同様とする。

### (禁煙の標識の掲示)

第18条 飲食店又は喫茶店（以下この条及び次条において「飲食店等」という。）の管理権原者又は管理者は、当該飲食店等の屋内の全部の場所について喫煙をすることができない場所として定めたときは、当該飲食店等の主たる出入口の見やすい箇所に、その旨を記載した標識（次項において「禁煙の標識」という。）を掲示しなければならない。

2 前項の場合において、飲食店等の管理権原者又は管理者は、当該飲食店等の屋内の全部又は一部の場所について喫煙をすることができる場所とすることとしたときは、速やかに、当該飲食店等に掲示された禁煙の標識を除去しなければならない。

### (指導又は助言)

第19条 知事は、第15条及び前条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、第一種施設の管理権原者又は飲食店等の管理権原者若しくは管理者に対し、受動喫煙の防止の措置について必要な指導又は助言をすることができる。

## 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第18条及び第19条（第18条に係る部分に限る。）の規定 令和2年7月1日
  - (2) 第15条及び第19条（第15条に係る部分に限る。）の規定 令和3年4月1日
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。